

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施する<u>オンサイト・モニタリング</u>（法令に基づくオンサイトによる<u>検査</u>を指す。以下、本指針では「<u>検査</u>」と表記する。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>（中略）</p> <p>（注1）証券モニタリングとは、<u>検査とオフサイト・モニタリング</u>の双方を包含している。また、<u>オフサイト・モニタリング</u>は、<u>検査</u>以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>I 検査の準備</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 検査実施の検討</p> <p>検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、<u>オフサイト・モニタリング</u>で把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以</p>	<p>本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施する<u>検査</u>に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>（中略）</p> <p>（注1）証券モニタリングとは、<u>検査とモニタリング</u>の双方を包含している。また、<u>検査</u>は、法令の<u>検査権限</u>に基づく<u>検査</u>を指し、<u>モニタリング</u>は、<u>検査</u>以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>I 検査の準備</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 検査実施の検討</p> <p>検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、<u>モニタリング</u>で把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「<u>臨店検査</u>」</p>

現 行	改 正 後
<p>下「臨店検査」という。)により行うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先の選定 検査の実施に当たり、<u>オフサイト・モニタリング</u>におけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>3. ~ 6. (略)</p> <p>II 検査の手順等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 臨店検査終了後 (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 検査後のフィードバック等 証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後の<u>オフサイト・モニタリング</u>等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。</p> <p>III~IV (略)</p> <p>V 関係部局・自主規制機関等との連携等</p> <p>1. 関係部局との連携等 (1) (略)</p>	<p>という。)により行うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先の選定 検査の実施に当たり、<u>モニタリング</u>におけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>3. ~ 6. (略)</p> <p>II 検査の手順等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 臨店検査終了後 (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 検査後のフィードバック等 証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後の<u>モニタリング</u>等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。</p> <p>III~IV (略)</p> <p>V 関係部局・自主規制機関等との連携等</p> <p>1. 関係部局との連携等 (1) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 監督部局等 金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、<u>検査とオフサイト・モニタリングの一体化</u>など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。 (以下、略)</p> <p>2. (略)</p> <p>VI 施行日 (新設)</p> <p>VII 参考 (別紙)</p> <p>・ 検査対象先</p> <p>(1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。</p> <p>(2) ~ (8) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 監督部局等 金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、<u>検査とモニタリングの一体化</u>など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。 (以下、略)</p> <p>2. (略)</p> <p>VI 施行日 <u>(改正)</u> <u>本指針は、令和 3 年 11 月 22 日から適用する。</u></p> <p>VII 参考 (別紙)</p> <p>・ 検査対象先</p> <p>(1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。<u>また、海外投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、法第 63 条の 11 第 2 項において準用する法第 63 条の 14、法第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 3 及び第 3 項を含む。)</u></p> <p>(2) ~ (8) (略)</p> <p><u>(9) 海外投資家等特例業務届出者(金商法第 63 条の 14、第</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(9) ~ (39) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(40) その他、上記(1)から(39)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者 なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。 イ. 金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、適格機関投資家等特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号）</p> <p>ロ. ~ハ. (略)</p>	<p><u>194条の7第2項第2号の3及び第3項。また、海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。</u></p> <p>(10) ~ (40) (略)</p> <p><u>(41) 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第36条第1項及び第2項、第82条第2項第1号及び第2号）</u></p> <p><u>(42) 認定金融サービス仲介業協会（金融サービスの提供に関する法律第49条第1項及び第2項、第82条第2項第3号及び第4号）</u></p> <p>(43) その他、上記(1)から(42)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者 なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。 イ. 金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、適格機関投資家等特例業務届出者、<u>海外投資家等特例業務届出者（移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。）</u>（犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号）</p> <p>ロ. ~ハ. (略)</p>